

自動車リサイクル法の事前協議フロー

主な流れ	事業計画者	水戸市(廃棄物対策課)
① <u>事業計画書</u> の事前相談	・市に事業計画についての事前相談	・事業者から事業計画書についての事前相談を受ける
② <u>事業計画書</u> の提出	・市に事業計画書を提出	・事業者から提出された事業計画書により事前協議を開始
③ <u>現地調査</u> の実施	・市に対して現地で事業計画について説明	・事業計画者と現地調査を実施
④ <u>現地調査の意見</u> を提示		・現地調査の結果の意見を事業計画者に対して提示
⑤ <u>意見の対応結果書</u> の提出	・市から示された意見への対応結果を報告	
⑥ <u>結果通知書</u> を送付		・いままでの協議内容を十分に勘案し、事前協議の結果を事業計画者に通知
⑦ <u>許可申請書</u> を提出 ※自動車リサイクル法に基づく	・許可申請書を市に提出	
⑧ <u>工事着工届</u> を提出	・工事着工する前に市に工事着工届を提出	
⑨ <u>工事完了届</u> を提出	・工事完了後に市に工事完了届を提出	
⑩ <u>工事完了通知書</u> を送付		・事業計画書のとおり工事が完了していることを確認し、工事完了通知書を送付